

## 入 札 説 明 書

(平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」)

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。また、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

URL <https://www.geps.go.jp/>

# 目 次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 技術等提案書等の提出期限及び場所
8. 入札及び開札の日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札書の記載方法等
12. 入札書の提出方法等
13. 入札の無効
14. 開札
15. 契約書作成の要否及び契約条項
16. 落札者等の決定方法
17. その他
18. 問い合わせ先

別記様式 1	入札書
別記様式 2	委任状
別記様式 3	契約書（案）
別紙	暴力団排除に関する誓約事項 仕様書 技術等提案要領

## 入 札 説 明 書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
  - (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 横内 憲二
  - (2) 所属する部局 内閣府大臣官房会計課
  - (3) 所在地 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
  
2. 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」
  - (2) 仕様等 仕様書（別紙）のとおり
  - (3) 契約条項 契約書（案）（別記様式3）のとおり
  - (4) 契約期間 平成30年12月10日から平成31年3月29日まで
  - (5) 履行場所 仕様書のとおり
  
3. 競争の方法  
一般競争入札（総合評価落札方式）による。
  
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 平成28・29・30年度の内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
  - (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府大臣官房会計課契約第3係
  
6. 入札説明会の日時及び場所
  - (1) 開催日時 平成30年11月19日（月） 午前11時
  - (2) 開催場所 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎4号館4階共用443会議室

## 7. 技術等提案書等の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 平成30年11月28日(水) 正午  
(郵送および電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合も、同時刻までに必着のこと。)
- (2) 場 所 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館14階  
内閣府政策統括官(沖縄政策担当)企画担当参事官室
- ※審査結果は平成30年12月5日(水)正午までに全者へ通知する。

## 8. 入札及び開札の日時及び場所

平成30年12月7日(金) 午後4時 内閣府庁舎1階第一入札室

電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合には、上記日時までに当該システムに定める手続に従い、入札書を提出しなければならない。通信状況により執行時刻までに当該システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能を用いて提出する場合には、7.の技術等提案書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので注意すること。技術等提案書等の合否判定が終了し、内閣府から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。(技術等提案書等が多量の場合は、証明書等をいったん紙媒体で提出のうえ、証明書等の受領期限までに送り状(紙媒体で提出したことを記した書面(様式自由))を、システムを利用して提出することも可とする。)

また、入札書(別記様式1)を郵送する場合は、平成30年12月6日(木) 午後5時までに上記5の場所に必着のこと。

## 9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 11. 入札書の記載方法等

- (1) 本入札においては、平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」について調達を行うものとする。
- (2) 入札者は、当該調達に要する一切の費用を含む総価を見積るものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12. 入札書の提出方法等

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。  
また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、当該システム操作マニュアルを熟読のうえ、入札すること。  
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により提出しなければならない。  
ただし、電子入札によりがたい場合には、入札書を作成し、直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札件名及び入札日時を記載しなければならない。
- (4) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の提出期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (6) 入札参加者は、技術等提案書等提出時及び入札書提出時において、最新の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを一緒に提出しなければならない。  
また、代理人をして入札させるときは、入札書提出時において、その委任状（別記様式 2）を一緒に提出しなければならない。ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札をする場合、当該システムで定める利用者申請の手続きをもってこれに代えることができるものとする。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

## 13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (7) 前記 12-（7）に違反した入札書

- (8) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (9) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出したものが、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

#### 14. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立会わせて行う。
- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には当該システムを利用している端末の前で待機すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札を行った場合は、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。  
ただし、再度の入札をしても落札者がいないときは、入札を取りやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

#### 15. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。  
契約書の作成は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で行うことができる。電子契約書の作成を希望する場合は、開札の日時までに電子事業者登録を完了させなければならない。
- (2) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。  
なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で契約書を作成する場合には、別途電子契約書の条項による。
- (3) 契約金額は、落札価格（前記11-（3）参照）とする。

#### 16. 落札者等の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、技術等の要求要件のうち必須とされている項目の最低限の要求要件を全て満たしている者の中から総合得点（入札価格に対する得点及び技術等の評価に対する得点の合計）が最も高い者を落札者とする。  
入札価格に対する得点とは、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（技術等の要求要件のうち履行体制等の価

格と同等に評価できる項目の得点配分と等しい) を乗じて得た値とする。

技術等の評価に対する得点とは、技術等評価表に基づき得られた値とする。

- (2) 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 17. その他

### (1) 技術等提案書等について

- ① 入札参加者は、本業務に関する専門的知識、技術及び創意等を示す技術等提案書を、上記7の技術等提案書等提出期限までに提出しなければならない。
  - ② 技術等提案書等の提出は、別紙 技術等提案要領のとおり行うこととする。
  - ③ 技術等提案書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
  - ④ 支出負担行為担当官等から、提出された資料に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
  - ⑤ 支出負担行為担当官等は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用する事は無い。
  - ⑥ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑦ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
  - ⑧ 技術提案書は封筒に入れ封印し、かつその封皮に入札件名及び「技術提案書在中」と記載すること。
- (2) 最も高い総合得点を獲得した入札者の入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は、低入札価格に関する確認を実施する。
- (3) 確認の対象となる入札者は、入札理由・入札価格の積算内訳・手持ち案件の状況・履行体制・国及び地方公共団体等における契約の履行状況について、資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- (4) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価、工数及び金額）を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。
- (5) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））及び外部からの問い合わせ等に対し、公表することとする。
- (6) 不明な点は下記 18. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の質問回答機能は使用しないこと。

## 18. 問い合わせ先

### (1) 入札説明書及び契約に関する事項

内閣府大臣官房会計課契約第3係

電話番号 03-5253-2111（代表） 内線82352

03-3581-6005（直通）

### (2) 仕様書に関する事項

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

電話番号 03-6257-1683 (直通)

(3) 電子調達システム (政府電子調達 (GEPS)) に関する事項

電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570-014-889 (ナビダイヤル)

017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)

受付時間 8:30~18:30 (平日)

URL [https://www.geps.go.jp/contact\\_us](https://www.geps.go.jp/contact_us)

以 上



別記様式 1

## 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

所在地  
会社名  
代表者又は  
代理人等氏名 ⑩  
(※1)  
業者コードNo. (※2)

入札公告及び入札説明書承諾のうえ下記のとおり入札します。

### 記

1. 入札件名 平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」
2. 入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円 (総価 (※3)・税抜き)

- ※1 別記様式2-1及び2-2を使用し代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入し、その代理人等使用印鑑の押印をすること。(この場合代表者印は不要。)代理人等が入札書を提出する時は、提出する本人(代理人等)の印が入札書に押されていないと「無効」となるので注意すること。
- ※2 業者コードは資格審査結果通知書(全省庁統一資格)に記載されている業者コードを記入すること。
- ※3 一切の費用を含む総価とする。

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入  
課題詳細調査」に係る契約の入札及び見積に関する一切の権限
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	⑩
---------	---

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

⑩

支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(注) 入札会場で入札書を代理人が提出する場合に必要な書類。代理人が提出する入札書には上記の代理人使用印鑑を押す必要がある。(この場合、入札書への代表者印の押印は不要) また、再入札となった場合の入札書に押印するため、入札会場には上記の代理人使用印鑑を持参すること。

## 委 任 状

私は、を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

1. 平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」に係る契約の入札及び見積に関する一切の権限

復代理人使用印鑑	Ⓜ
----------	---

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代理人氏名

Ⓜ

支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(注) 入札会場で入札書を復代理人が提出する場合に必要な書類。代表者、代理人以外の者が入札に参加する場合に作成すること。なお、復代理人が提出する入札書には上記の復代理人使用印鑑を押す必要がある。(この場合、入札書への代表者印、代理人の印の押印は不要) また、再入札となった場合の入札書に押印するため、入札会場には上記の復代理人使用印鑑を持参すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 横内 憲二 (以下「甲」という。) は〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と次のとおり平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」の委託契約を締結する。

記

(委託業務)

第1条 甲は、乙に対して、平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」(以下「委託業務」という。)を委託する。

2 委託期間は平成30年12月10日～平成31年3月29日とする。

(委託金額及び経費区分)

第2条 委託業務に要する経費(以下、「委託金額」という。)は金 円  
(うち消費税及び地方消費税額 円)とし、経費区分は下表のとおりとする。

経費区分	委 託 金 額
〇〇〇〇〇費	円
〇〇〇〇〇費	円
〇〇〇〇〇費	円

2 乙は、経費区分に変更(経費区分のそれぞれの額の20%を超える場合)を加えようとするときは、あらかじめ様式第1号による委託金額配分変更申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(他用途使用の禁止)

第3条 乙は、委託金額をこの委託業務以外に使用してはならない。

(委託業務の遂行)

第4条 乙は、別紙仕様書により忠実に委託業務を実施しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、甲の指定する職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができるものとする。

(委託業務の変更、中止及び廃止)

第5条 乙は、甲の承認なくして委託業務を変更し、中止し、又は廃止することができない。

2 乙は、委託業務が自己の責に属しない事由又は正当な事由により予定の期間内に完了することが困難となったときは、速やかに甲に対し理由を付してその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書（様式第2号）を、部局長を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。
- 4 再委託の内容が業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。
- 5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

（実績報告）

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止又は廃止したときを含む。）は、速やかに様式第3号による委託業務実績報告書（正副2部）を作成し、証拠書類を添えて、甲に提出するものとする。

（報告書等の検査及び修正）

第8条 甲は、乙から前条による報告書及び納入物（以下、報告書等という。）の提出を受けたときは、甲の指定する職員に遅滞なく当該報告書等の内容を検査させ、修正の必要が生じた場合には、乙に対し、新たに期限を付して修正させるものとする。ただし、これに要する経費は総て乙の負担とする。

- 2 甲は前項による検査を完了したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

（委託金額の支払の時期）

第9条 委託金額の支払は、委託業務が終了し、その額が確定した後に行うものとする。

（額の確定）

第10条 甲は、第8条による検査が終了し、委託業務実績報告書等の内容が適当であると認めるときは、委託金額を確定して乙に通知するものとする。

- 2 前項の委託金額の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と第2条の規定する委託金額のいずれか低い額とする。

（請求）

第11条 乙は、前条の通知があったときは、速やかに官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）に様式第4号による請求書（正副2部）によって請求するものとする。

（支払期限）

第12条 支出官は、第11条により乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第13条 支出官は、前条の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利2.70%を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（違約金）

第 14 条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の 100 分の 10 を違約金として徴収し本契約を解除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同

法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が第14条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(暴力団排除)

第18条 暴力団排除に関する契約条項については、別添「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(瑕疵担保)

第19条 乙が第8条第2項の検査通知を受理後、納入物について瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができるものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、第8条第2項による検査通知後1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、かつ、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適切であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。

(損害賠償責任)

第20条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとする。ただし、この請求は、第8条第2項による検査通知後1年が経過した後は行うことができない。

2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とする。

3 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合に適用しないものとする。

4 前三項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(帳簿等)

第21条 乙は、委託業務にかかる経費について、経費毎に区分し、その収支の内容を明らかにしておかなければならない。

(委託業務の調査等)

第22条 甲又は甲の指名する者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託金額の使途等について資料の提出を求め又は実地に調査することができるものとする。

る。

(知的財産権の取扱い)

第 23 条 本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）、その他の知的財産権を乙は甲に無償で譲渡し、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除等)

第 25 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
- 3 乙が甲との委託業務等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(疑義の解決)

第 26 条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲乙それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 12 月 10 日

甲 東京都千代田区永田町 1-6-1  
支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 横内 憲二

乙 住所  
委託団体名  
同上代表者の役職・氏名



様式第1号

番 号  
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(団体名)

(代表者氏名)

印

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」  
委託金額配分変更申請書

平成 年 月 日付で締結した標記の委託契約について、委託費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

(単位：円)

経費区分	当初 委託金額	変更承認済 増△減額	委託 現 額	今回変更承認 申請増△減額	改委託 現 額	備 考

(変更理由)

様式第2号

番 号  
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(団体名)

(代表者氏名)

印

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」  
委託業務再委託申請書

(委託契約決裁時点で再委託先が決まっている場合)

標記委託業務の再委託を別紙のとおり行いたいので、承認されるよう申請します。

又は

(委託契約後に再委託申請を行う場合)

平成 年 月 日付で締結した標記の委託契約について、再委託を別紙のとおり  
行いたいので、承認されるよう申請します。

(別紙)

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」  
委託業務再委託申請書

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	

様式第3号

番 号  
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」  
委託業務実績報告書

平成 年 月 日付で締結した標記の委託契約について、下記のとおり業務を実施したので、委託契約書第7条の規定によりその実績を報告します。

1. 委託事項

2. 委託期間

平成 年 月 日より平成 年 月 日

3. 実施状況、成果

4. 精算金額

単位：円

項目	契約金額	精算額	差引額	備考
人件費				
事業費				
一般管理費				
再委託費				
合計				

注 項目間の流用を行う場合、いずれか低い額の20%を超える際には事前承認を必要とする。なお、一般管理費の増額は認められない。

様式第4号

番 号  
平成 年 月 日

官署支出官  
内閣府大臣官房会計課長 殿

(所在地)  
(団体名)  
(代表者氏名) 印

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム  
導入課題詳細調査」  
請 求 書

平成 年 月 日付で締結した標記の委託契約について、委託契約書第11条の  
規定により下記金額を請求します。

記

請求金額 金 円

委託金額	円
精算金額	円

別添

## 暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。



- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
  
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 仕 様 書

## 1. 件名

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」

## 2. 調査の概要

### (1) 目的

沖縄県の交通体系については、自動車への依存度が高く、渋滞による経済的損失、公共交通の利便性の問題など、様々な課題を抱えている。これらの課題を解決し、沖縄本島内の均衡ある発展を図るため、沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」においても、「中南部都市圏を縦貫し、北部圏域に至る軌道系を含む新たな公共交通システムの導入が必要である。」と盛り込まれるなど、県内における新たな公共交通システムへの期待感が高まっている。

内閣府では、新たな公共交通システムの導入に関し、平成22年度及び平成23年度の調査において、仮定のモデルルートを設定し、需要予測するとともに、事業採算性や費用便益比（B/C）等の検討を実施したところ、累積赤字や概算事業費が多額になることやB/Cが1を大幅に下回ることなど、様々な課題があることが明らかとなった。

このため、平成24年度より鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システムの導入課題の基礎調査を実施し、平成24年度調査から平成26年度調査では、コスト縮減方策の検討や県外来訪者需要予測モデルの見直しに取り組むとともに、事業採算性やB/Cの試算を行うことに加え、需要喚起方策の検討や鉄軌道導入効果の計測方法の検討を行った。また、平成27年度から平成29年度調査では、これまでの調査で抽出された課題を踏まえつつ、一層のB/Cの改善に向けて、県民の需要予測モデルの見直し等について引き続き検討を行い、さらなるコスト縮減方策の検討や、鉄軌道に関する制度等についての研究等を行った。この結果、平成23年度調査と比較して概算事業費の縮減やB/Cの改善が図られたが、依然としてB/Cが1を下回ることや、事業採算性の確保等に課題がある。

平成30年度調査では、過年度調査を踏まえつつ、沖縄県とも情報交換等を行いながら、支線を含めたモデルルートや概算事業費等について精査するとともに、制度面等に関して更に研究等を行うこととする。

### (2) 契約期間

契約日～平成31年3月29日

## 3. 調査項目

- (1) コスト縮減方策等の検討
- (2) 需要予測モデルの精緻化
- (3) 概算事業費、B/C等の算出

- (4) 需要喚起方策等の検討
- (5) 鉄軌道等導入効果等の計測
- (6) 鉄軌道等に関する制度等の研究
- (7) BRT (Bus Rapid Transit) 等に関する調査
- (8) 県推奨ルート案との比較調査
- (9) 鉄軌道導入に伴い生じる新たな課題への対応策の検討

#### 4. 実施スケジュール (予定)

##### 【平成 30 年 12 月】

- ・ 検討委員会委員の人選・決定
- ・ 第 1 回検討委員会の開催

##### 【平成 31 年 1 月～2 月】

- ・ 第 2 回検討委員会の開催

##### 【平成 31 年 2 月～3 月】

- ・ 第 3 回検討委員会の開催
- ・ 報告書の作成提出

#### 5. 業務内容

以下の (1) ～ (15) を実施し、その費用負担を行うこと。

また、調査の実施に当たっては、平成 22 年度及び平成 23 年度の「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入可能性検討に向けた基礎調査」、平成 24 年度から平成 26 年度の「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題検討に向けた基礎調査」、平成 27 年度から平成 29 年度の「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」(以下、平成 22 年度から平成 29 年度調査という) 報告書及び沖縄県にて実施されている鉄軌道調査、国土交通省「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(2012年改訂版)」を踏まえることとする。

##### (1) 実施体制の作成

調査の実施体制(担当者の構成、人数、役職)を契約締結日から5日以内に内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室(以下、「担当室」という。)へ提出し、協議の上決定する。

##### (2) 調査実施計画及び詳細スケジュールの作成

調査の実施計画及び詳細スケジュールを契約締結日から10日以内に担当室へ提出し、協議の上決定する。

##### (3) コスト縮減方策等の検討

過年度調査に引き続き、コスト縮減方策等として、以下の1)～3)項目について調査検討を行う。

## 1) 各モデルルート等の精査

①過年度までに内閣府調査において検討したモデルルート等について、モデルルート及び駅位置、構造形式の見直し等の精査を行うとともに、沖縄県及び沿線自治体で検討されている地域計画、開発計画等のまちづくりに関する最新の情報等を踏まえ、支線を含めたルートの検討を行う。

さらに、沖縄都市モノレールや他都市の鉄軌道における導入空間の実態について整理し、構造形式の変更可能性について検討を行う。

②モデルルートの実状を把握するべく、担当室との視察を1～2回程度実施する。

## 2) 最新技術の採用（土木構造物、車両、軌道、電気設備等）や沖縄特有の状況等を考慮した概算事業費の精査

①大規模地震発生時における津波対策の検討を行う。

②最新工事単価による概算事業費の算出を行う。

## 3) 東海岸や北部等にアクセスが可能となるフィーダー交通に関する検討を行う。

また、フィーダー交通の整備がモデルルートの需要予測に与える影響等についても、併せて検討する。

## (4) 需要予測モデルの精緻化

平成22年度調査において構築した需要予測モデルについて、過年度調査で再構築した需要予測モデルを踏まえ、1)～2)について精緻化を行う。

なお、沖縄県及び沿線自治体で検討されている地域計画、開発計画及び民間事業者等の投資計画等のまちづくりに関する最新の情報をヒアリング等により収集し、需要予測に反映させること。

### 1) 県民需要予測モデルの精緻化

平成27年国勢調査に基づいた将来人口予測を整理する。

### 2) 県外来訪者需要予測モデルの精緻化

現在の交通手段の利用状況を踏まえ、目的地選択モデル及び交通手段選択モデルの精査を行う。

## (5) 概算事業費、B/C等の算出

全てのモデルルートに関して、上記(3)、(4)を踏まえ、需要予測を行うとともに、概算事業費、事業採算性、B/C等について計測をする。なお、その際、担当室の提供する資料等を活用すること。

また、沖縄県が平成30年に策定した計画<sup>\*</sup>について、担当室の指示に従い、分析検討及び各種資料の作成等を行う。

※沖縄鉄軌道の構想段階における計画書

<http://oki-tetsukidou-pi.com/%e6%b2%96%e7%b8%84%e9%89%84%e8%bb%8c%e9%81%93%e3%81%ae%e6%a7%8b%e6%83%b3%e6%ae%b5%e9%9a%8e%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e8%a8%88%e7%94%bb%e6%a1%88%e3%81%ae%e7%ad%96%e5%ae%9a%e3%81%ab%e3%81%a4/>

(6) 需要喚起方策等の検討

観光需要やまちづくりと連携した需要喚起方策等の検討を行う。

需要分析を踏まえた県外来訪者に対する需要喚起方策の検討

- ① 過年度までに実施した調査を踏まえ、需要喚起方策について体系的かつ網羅的に整理する。
- ② クルーズ船による来訪者の需要喚起方策について検討する。
- ③ 検討した需要喚起方策のうち定量的な計算が可能な施策については、鉄軌道需要への影響を把握する。
- ④ 沖縄都市モノレールや他都市の鉄軌道における需要喚起方策等をヒアリング等により把握する。

(7) 鉄軌道等導入効果等の計測

過年度に見直しを行った需要予測モデルによる需要予測値の更新を踏まえ、引き続き、以下の導入効果等について計測を行うとともに、既存交通への影響把握を行う。また、海外の鉄道プロジェクトの評価マニュアル等を参考に定量的・定性的な効果について事例収集を行う。

1) 存在効果の計測

住民基本台帳等を活用したアンケートを実施し、最新の便益の計測を行う。

2) 土地利用等効果等の効果計測

過年度調査の計測結果の課題を踏まえ、沖縄県版WEBの精度向上を行う。

(8) 鉄軌道等に関する制度等の研究

鉄軌道に関する制度や先行事例について、過年度までの調査を踏まえ、自動運転技術等の導入に関する法制度等について更に研究する。また、その他、鉄軌道に関する制度等について、担当室の指示に従い各種資料の作成を行う。

鉄軌道に関する制度や研究や先行事例の把握のため、担当室との現地視察・ヒアリングを1～2回程度実施する。

(9) BRT (Bus Rapid Transit) 等に関する調査

- 1) 沖縄における渋滞対策等に資する観点から、昨年度の調査を踏まえ、担当室と調査内容について協議の上、更なる調査を実施するものとする。ただし、個別の検討状況、その他の状況の変化により内容に変更を生じる可能性がある。
- 2) 上記1) の他、本調査の実施に必要な検討事項があると認められる場合には、適宜、担当室と協議することとする。

(10) 県推奨ルート案との比較調査

- 1) 当室と内容について協議の上、過年度の本調査において設定しているモデルルートと、県が推奨しているルート案との比較分析等を実施する。

2) 上記1) の他、本調査の実施に必要な検討事項があると認められる場合については、適宜、担当室と協議することとする。

(11) 鉄軌道導入に伴い生じる新たな課題への対応策の検討

過年度調査において判明している、鉄軌道導入に伴い生じる、交通渋滞の悪化や他の既存交通機関の減収等の新たな課題についての対応策を検討する。

(12) 調査検討委員会の運営・開催

1) (3) ～ (11) を効果的・効率的に行うため、担当室4名程度、有識者5名程度からなる調査検討委員会を開催し、調査実施全般に当たって助言を受ける。

2) 具体的な人選（委員長及び委員）については、受注者（コンソーシアムを構成する法人含む。以下同）において案を作成し、契約締結後、速やかに担当室と調整を行うこと。

3) 上記調査検討委員会事務局として、委員との連絡・調整、出席謝金・旅費の支払い（内閣府謝金使用基準及び国家公務員等の旅費に関する法律に準じること）、会議場所の確保・会場費の支払い、会議用飲物（500ml ペットボトル、コップ）の調達・支払い、会場設営・撤収、会場案内、会議の進行、会議資料の作成・提案、議事録の作成等を行うこと。なお、議事要旨については、調査検討委員会終了後速やかに担当室へ提出すること。

また、調査検討委員会の開催に当たって、東京都千代田区周辺の施設を利用する等、利便性・経済性のある施設を手配し、必要な備品類とともに会場を借り上げること。なお、調査検討委員会は3回程度（1回につき2時間以上）開催し、少なくとも1回は沖縄県で開催し、その際に本調査に関係のある地域・沿線（モデルルート）等の視察を行い、その視察経費の負担をすること。

調査検討委員会の開催・運営に当たっては、担当室とあらかじめ協議すること。また、受注者は、会議資料について、担当室の了解を得た上で、会議予定日前に各委員に送付すること。なお、委員からの指摘により修正の必要が生じる場合を考慮して送付すること。

(13) 報告書の作成等

1) 事業実施報告書（以下、「報告書」という。）は、上記（3）～（11）の調査結果や必要なバックデータ、図表について、盛り込まれていること。

2) 報告書の取りまとめに際しては、単なる調査結果の取りまとめではなく、調査内容について体系的に整理・分析し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、用字・用語の統一、誤字・脱字の防止、インデントの調整等を行うとともに、本文等の改行、改ページについては、読みやすさ、見やすさを考慮し、全体のバランスを図りながら行うこと。図表については、一点ずつ最適な図表サイズを判断し、全体として統

一感のある図表作成を行うこと。

- 3) 受注者は、報告書の作成に当たり、文献からの引用・転載等の許可を得る必要がある場合には、それぞれ所要の手続きを行うこと。
- 4) 報告書の内容は、項目ごとに体系的に整理されたものとする。
- 5) 校正時等において、担当室から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 6) 報告書は、A4判（200 ページ以上）で製本すること。また、別途、報告書概要（電子媒体）、報告書概要ポンチ絵（電子媒体）、参考資料（要製本、400 ページ以上）も作成すること。
- 7) 報告書案の作成過程で、随時、担当室と検討・調整を行うこと。
- 8) 上記報告書の他、担当室の求めに応じ、本調査の実施に関連する必要な資料（特に国内・海外事例、制度など）を作成すること。

#### (14) 精算業務

- 1) 経費については、契約金額を上限として、契約金額の積算内訳に基づき精算する。ただし、請求の内容によっては、領収書等があっても、経費として認められない場合がある。
- 2) 本件に係る精算に当たっては、要した費用が分かる一覧表等を作成すると共に、航空券の半券、その他領収書・証明書等を業務終了後速やかに取りまとめ、担当室に提出し、確認を受けること。
- 3) 受注者、参加者（内閣府の職員を除く）の交通費については、契約金額の範囲内で、旅費法等に準じ、実費精算を行うこととする。
- 4) 参加者（内閣府の職員を除く）への振込に係る手数料は、受注者の負担とする。

#### (15) その他

担当室との打ち合わせを行った際には、その要点（議題、決定事項、検討事項等）をメモとしてまとめ、速やかに担当室へ提出すること。

### 6. 調査推進体制

「5. 業務内容」に示された調査を進めるために十分な体制を確保すること。（業務管理者1名、主担当者4名以上、副担当者4名以上（いずれも過去10年間に同種の調査を担当した経験者））を想定。

### 7. 技術提案者の条件

過去に交通システム導入に係る類似の調査を行い、鉄軌道等に関し、導入空間等の変更による諸影響、利用需要喚起方策、費用便益分析、事業採算性分析、鉄軌道等導入効果の計測、鉄軌道等に関する制度の研究を実施したことがある受注者。

### 8. 連絡調整

作業の実施に当たっては、担当室監督職員等と連絡を密に取ることとし、週1回程度、担当室との打合せを行うこと。

## 9. その他

本事務において疑義が生じた場合、又は、契約書に記載無き事項については、担当室と協議するものとする。

## 10. 成果物の提出

### (1) 印刷物：

報告書概要（電子媒体）

報告書概要ポンチ絵（電子媒体）

A4判報告書200部（要製本）フルカラー 両面 200ページ以上

A4判参考資料20部 フルカラー 両面 400ページ以上

（なお、参考資料には、報告書作成のために要した、図、表、数値などのデータをいれること）

### (2) 電子媒体：CD-ROMもしくはDVD-ROM 1枚

原稿はMicrosoft Word2013で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの）及びAdobe Acrobat Reader9.0にてテキスト、図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出する。また、全ページについてPDF形式での収録も行うこと。

### (3) 受注者は、CD-ROMもしくはDVD-ROMディスクが正しく認識できない場合、その他不適正な入力が発見された場合には、正しく認識できるように修正し、又はその補修をすること。

### (4) 提出場所

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館14階1402号室  
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

電話：03-6257-1683 FAX：03-3581-9719

### (5) 納品期限

全ての成果物を契約期間の終了日までに納品すること。

## 11. 調査実施の条件

### (1) 受注者は、本調査の実施に当たっては、この仕様書に定める事項を確実に行うこと。

### (2) 受注者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、担当室へ届け出るものとする。なお、責任者には、本調査を実施するために必要な能力・経験を有す



る自社の者を選任すること。責任者の変更があった場合も同様とする。

- (3) 責任者は、常時担当室と連絡が取れる状態にあるものとする。連絡が困難な時は、必ず代理の者を立てること。代理の者についても、上記(2)に準ずるものとする。
- (4) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を担当室へ連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 本調査の実施に当たっては、担当室と連絡を密に取ることとし、本仕様書に疑義が生じたときは、担当室と協議すること。この場合、議事録を作成し、速やかに担当室へ提出すること。また、本仕様書の詳細については、適宜、担当室と協議すること。
- (6) 担当室の指示に基づき、中間成果物等を資料として提出し、必要に応じて説明を行うこと。
- (7) 担当室は、本調査の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとし、受注者は、この点を念頭において成果物を作成すること。  
また、本件成果物の納入日から1年間、担当室から本件に関して質問があった場合は、遅滞なく無償で対応できる体制を確保すること。
- (8) 本調査の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に変更が生じた場合は、担当室及び受注者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。
- (9) 受注者は、業務の過程において担当室から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。

## 12. 著作権等

- (1) 本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、内閣府に譲渡するものとする。ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。なお、受注者は、内閣府に対し、一切の著作者人格権を行使せず、また、第三者に行使させないものとする。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作権物

の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。その場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

### 13. 秘密保持等

- (1) 受注者は、本契約に関連する作業等で知り得た情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合には、事前に内閣府政策統括官（沖縄政策担当）の承認を得ること。

- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

- (3) 受注者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受注者が負担すること。

- (4) この項目の規定の効力は本契約終了後も継続するものとする。

### 14. その他

- (1) 受注者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を担当室に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。

- (2) 受注者が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがあり、その場合にはそれまでに要した費用は受注者の負担とする。

- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載されていな

い事項や不明な点が生じた場合には、担当室の指示に従うこととする。

#### 15. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL:<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

#### 16. 技術等提案の遵守

本件は総合評価方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

また、技術等提案書の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」に関して、認定の取消又は下位の認定への変更があった場合には、発注者に速やかに届け出ること。

#### 17. 本仕様書に関する照会先

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

担当者：大部、定光　電話番号：03-6257-1683

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

## 技術等提案要領

### 1. 件名

平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」

### 2. 応募の資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3. 応募条件

- (1) 過去に交通システム導入に係る類似の調査を行い、鉄軌道等に関し、導入空間等の変更による諸影響、利用需要喚起方策、費用便益分析、事業採算性分析、鉄軌道等導入効果の計測、鉄軌道等に関する制度の研究を実施したことがある受注者。
- (2) コンソーシアムで応募する場合にあつては、次に掲げるいずれにも該当する必要がある。
  - ・コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。
  - ・コンソーシアムを構成する法人間において、落札後、その結成、運営等について協定を締結すること（協定書案については、技術提案書とともに、事前に提出すること。）
  - ・コンソーシアムの構成員すべてにおいて、一般競争入札参加の審査結果通知書（全省庁統一資格）を有していること。
  - ・コンソーシアムの構成員（最低1法人）にあつては、2.及び3.（1）を満たしていること。

### 4. 提出資料

- (1) 技術等提案書
  - ① 会社名、担当者氏名、住所、電話番号、FAX番号を記入すること。
  - ② 提案内容は仕様書の作業内容、技術等評価表と整合性のとれたものとする。こと。  
（仕様書、技術等評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」とすること）
  - ③ 業務内容の一部を他業者に委託、請負等させる場合は、対象業務の範囲、その必要性・合理性、相手先名称、住所を明記すること。
- (2) 一般競争入札参加の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

### 5. 提出部数

- 4.（1） 9部（フラットファイルまたはドッジファイル）
- 4.（2） 2部

## 6. 技術等提案書等説明会

### 【東京】

- (1) 場所：中央合同庁舎4号館4階共用443会議室
- (2) 日時：平成30年11月19日（月）11時00分～

## 7. 提出期限

平成30年11月28日（水）正午

## 8. 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
中央合同庁舎8号館14階

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室

担当：大部、定光

電話：03-6257-1683 FAX：03-3581-9719

※問い合わせは、文書名、項目、質問内容を明記して、FAXを送信の上、連絡すること。  
回答についても同様にFAXを送信の上、連絡を行う。

## 9. 技術等審査結果の通知

提出された技術等提案書については、技術等評価表に基づき厳正に審査を行う。

審査結果は平成30年12月5日（水）正午までに合格又は不合格の通知を行い、不合格の場合はその理由を附することとする。

合格した者は、入札説明書に従って手続きを行うこと。

## 10. その他

- (1) 提出された技術等提案書は審査後も返却は行わない。
- (2) 落札の正否を問わず、技術等提案書の作成に要する費用は負担しない。
- (3) 提案要領の中に企業名が特定できるような記載はしないこと。



# ○技術等評価表

件名：平成30年度「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題詳細調査」

得点配分：価格点：技術点＝1：1＋α（1は種別A、αは種別B）

評価項目	仕様書番号	評価基準	配点		種別
			( )は必須項目 他は加点対象		A実施体制等 B創造性等
1. 技術等内容の具体性、妥当性等				120	
①共通	全体	・新たな公共交通システム導入実現化に向けた課題整理等に至るプロセス・調査の進め方・スケジュールが妥当なものか。 (具体性、分かりやすさ、実効性及び沖縄の地理的特性等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8	8	B
②コスト縮減方策等の検討	5.(3)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	26	A
		・各モデルルート等の精査について、検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性及び沖縄の地理的特性等を反映したものになっているか等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
		・最新技術の採用(土木構造物、車両、軌道、電気設備等)や沖縄特有の状況等を考慮した概算事業費の精査について、検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性及び沖縄の地理的特性等を反映したものになっているか等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
		・東海岸や北部等にアクセスが可能となるフィーダー交通に関する検討及びフィーダー交通の整備がモデルルートの需要予測に与える影響等について、検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性及び沖縄の地理的特性等を反映したものになっているか等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
③需要予測モデルの精緻化	5.(4)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	14	A
		・県民需要予測モデルの精緻化について、精緻化の方法等の考え方が、妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (需要予測モデルの精緻化に向けて、必要かつ十分な対象をカバーしているかどうか、具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
		・県外訪来者需要予測モデルの精緻化について、精緻化の方法等の考え方が、妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (需要予測モデルの精緻化に向けて、必要かつ十分な対象をカバーしているかどうか、具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
		・成果物である需要予測モデルのイメージが妥当なものか。 (具体性、分かりやすさ、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
④概算事業費、B/C等の算出	5.(5)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	14	A
		・全てのモデルルートに関して需要予測、概算事業費、事業採算性、費用便益比の検討の考え方は妥当なものか。また、迅速かつ正確な計測結果の算出のための工夫はなされているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
		・沖縄県及び沿線自治体で検討されている地域計画、開発計画等のまちづくりに関する最新の情報収集、需要予測への反映について、検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性及び沖縄の地理的特性等を反映したものになっているか等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
⑤需要喚起方策等の検討	5.(6)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	10	A
		・観光需要やまちづくりと連携した需要喚起方策の検討について、検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
⑥鉄軌道等導入効果等の計測	5.(7)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	10	A
		・存在効果の計測について、検討内容、検討手法は、妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
		・土地利用等効果等の効果計測について、検討内容、検討手法は、妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
⑦鉄軌道等に関する制度等の研究	5.(8)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	6	A
		・鉄軌道に関する制度や先行事例について、過年度までの調査を踏まえ、自動運転技術等の導入に関する法制度等について、検討内容、検討手法は、妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
⑧BRT等に関する調査	5.(9)	・仕様書に示した内容について、提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	6	A
		・沖縄における渋滞対策等に資する観点から、BRT等に関する調査について検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
⑨県推奨ルート案との比較調査	5.(10)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	10	A
		・過年度の本調査において設定しているモデルルートと、県が推奨しているルート案との比較分析等に関する調査について検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
⑩鉄軌道導入に伴い生じる新たな課題への対応策の検討	5.(11)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	10	A
		・過年度調査において判明している、鉄軌道導入に伴い生じる、交通渋滞の悪化や他の既存交通機関の減収等の新たな課題について検討内容、検討手法は妥当であり、かつ多様な視点から検討されているか。 (具体性、実効性等を総合的に評価し、0～8点の範囲で5段階で採点。)	8		B
⑪調査検討委員会の運営・開催	5.(12)	・仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。(具体的な提案・考え方が示されているか。)	(2)	6	A
		・調査検討委員会委員の構成員案が本調査をサポートする上で妥当なものか。 (委員構成員案の妥当性について0～4点の範囲で5段階で採点。)	4		B
2. 事業実施体制				80	
事業者・業務従事者の事業実施能力	全体	・事業者において、過去に類似(鉄軌道に関する制度等の調査等)の調査経験があるか。	(12)	80	A
		・事業者において、過去に類似の調査経験が豊富にあるか。 (過去に鉄軌道に関する制度等の調査を行ったことがある場合は、その件数、内容などから総合的に評価し、0～4点の範囲で5段階で採点) (その他鉄軌道に関する調査経験について、その件数、内容などから総合的に評価し、0～12点の範囲で5段階で採点)	16		A
		・調査が遂行可能な人員の確保がなされているか。(業務管理者1名、主担当者4名、副担当者4名以上) また、業務体制図が示されているか。(再委託先を含む)	(14)		A
		・調査実施に十分な体制があるか。 (沖縄における拠点の有無：県内に本社・本店機能がある場合は4点、支店・営業所等の機能がある場合は2点、全く拠点機能がない場合は0点とする。) (その他追加の人員配置等体制の充実度を、0～12点の範囲で5段階で採点。)	16		A
		・業務管理者等において、過去に類似の調査経験が豊富にあるか。 (件数、内容などから総合的に評価し、0～12点の範囲で5段階で採点)	12		A
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1)4点 ・2段階目(※2)8点 ・3段階目 10点 ・行動計画(※2)1点	10		A
		※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画の策定義務がない事業主に(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※3)4点 ・くるみん(新基準)(※4)6点 ・プラチナくるみん 8点			A
		※3 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) ※4 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定			A
		青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 5点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)			A
		※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			
合計		基礎店/種別A 加点/種別B	(46) 154	200	100 100

※1 基礎点：配点( )付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないで「不合格」となるので注意すること。

※2 加 点：基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加点対象となる。

※3 集計方法：技術等審査会の審査員毎の採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。